

警察法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

○ 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）	1
○ 警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）（抄）	1

○ 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）  
（職員の設定員）

第五十七条 地方警務官の設定員は、都道府県警察を通じて、政令で定め、その都道府県警察ごとの階級別定員は、内閣府令で定める。

2 地方警察職員の設定員（警察官については、階級別定員を含む。）は、条例で定める。この場合において、警察官の設定員については、政令で定める基準に従わなければならない。

○ 警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）（抄）

（地方警務官の設定員）

第六条 法第五十七条第一項に規定する地方警務官の設定員は、都道府県を通じて六百三十三人とする。

（地方警察職員の設定員の基準）

第七条 法第五十七条第二項に規定する地方警察職員たる警察官の設定員及びその階級別定員の基準は、それぞれ別表第二及び別表第三のとおりとする。

別表第二（第七条関係）

地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準

北海道	一〇、三八三人
青森県	二、三〇三人
岩手県	二、一三四人
宮城県	三、七一〇人
秋田県	一、九四八人
山形県	一、九八三人
福島県	三、二九二人
茨城県	四、八一四人
栃木県	三、三八五人
群馬県	三、四一人
埼玉県	一一、三七三人
東京都	四二、六八六八人
千葉県	九、六八五人
神奈川県	一五、二五三人
新潟県	四、一四一人
山梨県	一、六六七人

沖繩県		二、七四六人
鹿児島県		三、〇〇六人
宮崎県		二、〇〇九人
大分県		二、〇六二人
熊本県		三、〇四〇人
長崎県		三、〇三〇人
佐賀県		一、七〇一人
福岡県		一〇、八五五人
高知県		一、五九七人
愛媛県		二、四二七人
香川県		一、八四一人
徳島県		一、五三五人
山口県		三、〇九七人
広島県		五、〇七九人
岡山県		三、四五四人
島根県		一、五一二人
鳥取県		一、二一七人
和歌山県		二、一四二人
奈良県		二、四五八人
兵庫県		一一、六九三人
大阪府		二〇、九五四人
京都府		六、四三〇人
滋賀県		二、二四六人
三重県		三、〇三六人
愛知県		一三、二二四人
岐阜県		三、四八四人
福井県		一、七三二人
石川県		一、九七七人
富山県		一、九三九人
静岡県		六、一九五人
長野県		三、三九四人